

議案第69号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び第16号」を「、第16号及び第22号」に、「ときも」を「ときも、」に改める。

第6条第4項中「いう。）」を「いう。）並びに臨港緑地」に改める。

第18条第1項第2号中「又は物件」を「又は物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するもの」に改め、同条第2項中「物件」を「物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するもの」に改める。

別表第1 有料廃棄物埋立護岸の項中「1,620円」を「2,376円」に改める。

別表第4中「510円」を「670円」に、「1,020円」を「1,340円」に、「7,560円」を「8,040円」に改める。

別表第5中臨港道路及び橋<sup>りょう</sup>梁の項を次のように改める。

臨港道路及び 橋 <sup>りょう</sup> 梁	1	電柱並びにその支柱及び支線柱		
		第1種電柱並びにその支柱及び支線柱		
		1本につき	1年	4,200円
		第2種電柱並びにその支柱及び支線柱		
		1本につき	1年	6,400円
		第3種電柱並びにその支柱及び支線柱		
	1本につき	1年	8,700円	
	2	電話柱並びにその支柱及び支線柱		
		第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱		
		1本につき	1年	3,700円

第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱

1本につき 1年 6,000円

第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱

1本につき 1年 8,200円

3 前2号に掲げるもの以外の柱類

1本につき 1年 170円

4 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所

1個につき 1年 7,500円

5 線類による占用

上空に設けられるもの

1メートルまでごとに 1年 20円

地下に設けられるもの

1メートルまでごとに 1年 10円

6 変圧器

路上に設けられるもの

1個につき 1年 3,700円

地下に設けられるもの

1平方メートルまでごとに 1年 2,200円

7 郵便差出箱及び信書便差出箱

1個につき 1年 3,100円

8 広告塔その他これに類するもの

1平方メートルまでごとに 1年 3,300円

9 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの

外径が0.07メートル未満のもの

1メートルまでごとに 1年 160円

	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	220円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	340円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	450円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	670円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	900円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	1,600円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	2,200円
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	4,500円
10	マンホール、洞道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	2,200円
11	鉄道、軌道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	3,300円
12	日除けその他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	970円
13	上空の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	3,600円
14	地下の通路その他これに類するもの	

	1 平方メートルまでごとに 1年	2,200円
15	看板	
	突出看板	
	表示面積1平方メートルまでごとに 1年	3,770円
	その他のもの	
	表示面積1平方メートルまでごとに 1年	7,200円
16	標識	
	1本につき 1年	6,000円
17	太陽光発電設備及び風力発電設備	
	1平方メートルまでごとに 1年	3,300円
18	工事用板囲、工事用材料	
	1平方メートルまでごとに 1月	720円
19	前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの	
	1平方メートルまでごとに 1月	
	近傍類似の土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額	

別表第5に次のように加える。

臨港緑地	1	電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの	
		1本につき 1年	4,200円
	2	電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの	
		1本につき 1年	4,200円
	3	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの	
		1平方メートルまでごとに 1年	7,500円
	4	公衆電話所	

	1 平方メートルまでごとに	1 年	7,500円
5	線類による占用		
	1 メートルまでごとに	1 年	900円
6	変圧器		
	1 平方メートルまでごとに	1 年	7,500円
7	郵便差出箱及び信書便差出箱		
	1 平方メートルまでごとに	1 年	7,500円
8	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.4メートル未満のもの		
	1 メートルまでごとに	1 年	900円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		
	1 メートルまでごとに	1 年	2,200円
	外径が1メートル以上のもの		
	1 メートルまでごとに	1 年	4,500円
9	通路その他これに類するもの		
	1 平方メートルまでごとに	1 年	1,240円
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹 木、瓦その他の工事用材料の置場		
	1 平方メートルまでごとに	1 月	1,600円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

##### (使用料等に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）

別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第5（臨港緑地の項を除く。）の規定は、施行日以後の占有に係る占有料について適用し、施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表第4の規定は、平成30年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

臨港緑地に係る占有の許可に関し必要な事項を定めるとともに、有料廃棄物埋立護岸及び港湾施設における行為の許可に係る使用料並びに臨港道路及び橋梁<sup>りょう</sup>に係る占有料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市港湾施設条例（抄）

（使用等の許可）

第4条 省 略

- 2 第2条第1項第15号及び第16号及び第22号に掲げる施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも 同様とする。  
も、

（使用等の期間等）

第6条 省 略

2-3 省 略

- 4 占有期間は、運河については3年以内とし、臨港道路及び橋梁（以下「臨港道路等」という。）並びに臨港緑地については5年以内とする。

5 省 略

（使用料等の減免）

第18条 次に掲げる使用料等は、免除する。

(1) 省 略

- (2) 次に掲げる工作物又は物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するものに係る占有料

ア-エ 省 略

- 2 次に掲げる物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するものに係る占有料については、市規則で定める額を減額する。

(1)-(2) 省 略

3 省 略

別表第1（第17条関係）

省 略	省	略
有料廃棄物	専用使用料	廃棄物1トンまでごとに1,620円
埋立護岸		2,376円

備考 省 略

別表第4（第17条関係）

種 別		単 位	期 間	使用料
集会その他これに類するもの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	省 略	省 略	510円 <u>670円</u>
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合			1,020円 <u>1,340円</u>
ロケーションのための占有		省 略	省 略	7,560円 <u>8,040円</u>
省	略	省	略	略

別表第5（第17条関係）

臨港道路及び橋梁 <sup>りょう</sup>	1 電柱並びにその支柱及び支線柱			
	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱			
	1本につき 1年			3,300円 <u>4,200円</u>
	第2種電柱並びにその支柱及び支線柱			
	1本につき 1年			5,100円 <u>6,400円</u>
	第3種電柱並びにその支柱及び支線柱			
	1本につき 1年			6,900円 <u>8,700円</u>
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱			
	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱			
	1本につき 1年			3,000円 <u>3,700円</u>
	第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱			
	1本につき 1年			4,800円 <u>6,000円</u>
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱				
1本につき 1年			6,500円 <u>8,200円</u>	
3 前2号に掲げるもの以外の柱類				



	1本につき 1年	<u>130円</u> 170円
4	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所 1個につき 1年	<u>5,900円</u> 7,500円
5	省略	
6	変圧器 路上に設けられるもの 1個につき 1年	<u>2,900円</u> 3,700円
	地下に設けられるもの 1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,800円</u> 2,200円
7	郵便差出箱及び信書便差出箱 1個につき 1年	<u>2,500円</u> 3,100円
8	広告塔その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,600円</u> 3,300円
9	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.07メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>120円</u> 160円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>180円</u> 220円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>270円</u> 340円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>360円</u> 450円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	

	1メートルまでごとに 1年	<u>530円</u> <u>670円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>710円</u> <u>900円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,200円</u> <u>1,600円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>1,800円</u> <u>2,200円</u>
	外径が1メートル以上のもの	
	1メートルまでごとに 1年	<u>3,600円</u> <u>4,500円</u>
10	マンホール、洞道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,800円</u> <u>2,200円</u>
11	鉄道、軌道その他これらに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,600円</u> <u>3,300円</u>
12	省 略	
13	上空の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>3,300円</u> <u>3,600円</u>
14	地下の通路その他これに類するもの	
	1平方メートルまでごとに 1年	<u>2,000円</u> <u>2,200円</u>
15	看板	
	省 略	
	その他のもの	
	表示面積1平方メートルまでごとに 1年	<u>6,600円</u> <u>7,200円</u>
16	標識	

	1本につき 1年	4,800円 6,000円
17	太陽光発電設備及び風力発電設備 1平方メートルまでごとに 1年	2,600円 3,300円
18	工事用板囲、工事用材料 1平方メートルまでごとに 1月	660円 720円
19	省 略	
省 略	省	略
臨港緑地	1 電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	4,200円
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	4,200円
	3 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	7,500円
	4 公衆電話所 1平方メートルまでごとに 1年	7,500円
	5 線類による占用 1メートルまでごとに 1年	900円
	6 変圧器 1平方メートルまでごとに 1年	7,500円
	7 郵便差出箱及び信書便差出箱 1平方メートルまでごとに 1年	7,500円
	8 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.4メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	900円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	2,200円
	外径が1メートル以上のもの 1メートルまでごとに 1年	4,500円

	<p>9 通路その他これに類するもの</p>
	<p>1 平方メートルまでごとに 1年 1,240円</p>
	<p>10 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</p>
	<p>1 平方メートルまでごとに 1月 1,600円</p>

備考 省 略